

地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会（第9回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成26年2月28日（金）10:00～12:00
- 場 所：総務省8階 第4特別会議室
- 出席者：鈴木部会長、鶴川委員、遠藤委員、小室委員、菅原委員、中川委員
多田財務調査課長 他

【議題】

- (1) 報告書（案）について
- (2) その他

【配付資料】

- 資料1 前回（1月29日）の議論（事務局作成資料）
- 資料2 地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書（案）
(事務局作成資料)
- 資料3 地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書参考資料（案）
(事務局作成資料)
- 資料4 今後のスケジュール（案）（事務局作成資料）

○配付資料に関して、事務局より説明

○「報告書案」について事務局より説明（「資料2」、「資料3」及び「資料4」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 補助金の繰延収益処理について、IPSASでも議論されているが、地方団体も国からの補助金等で固定資産を形成しているため、減損処理と同様に今後の検討課題と記載した方がよいのではないか。
- ・ 信頼性（検証可能性）の記述が弱いため、これを担保するものとして、例えば財務報告に関する内部統制の整備・運用や監査等による情報の信頼性の確保といったことを記載した方がよいのではないか。
- ・ 法的観点も含めて財務情報の出し手の責任主体を明確にする仕組みが必要ではないか。
- ・ 活用が最大の目的になると考えており、その一つの方法として、財務諸表と内部統制の責任を負うCFO（最高財務責任者）のような仕組みが有用と考えている。例えば東京都や町田市のように会計規則で財務諸表を議会に説明することを義務付けるといった

仕組みが重要ではないか。特に町田市では、事業別財務諸表を議会に説明している中で、職員の意識も変わり、議員にとっても事業別の評価ができるため有用だという話も聞く。地方団体に作成の義務化を求めることはできないかもしれないが、地方団体が自主的に会計規則等で規則化し、議会へ説明を行うことで、活用を考えていくことが重要ではないか。

- ・ 活用の充実等について、例えば地方公共団体財政健全化法における将来負担比率や決算統計への利活用といった目線も必要ではないか。
- ・ 活用の充実等について、会計の最大のメリットは、事業別のコストがわかるということにあると考えており、事業そのもののサービス水準が適切なのか、必要性があるのかといった根本的な議論に活用していくことが重要ではないか。
- ・ それぞれの地方団体の事情はあるが、標準的な基準を定めるということであり、その面からわかりやすさ、継続性、実務面での実施可能性といったことに重点を置いてきたと理解している。管理会計的な視点からいくと、事業別財務書類等については地方団体の工夫の余地が多分にあると考えており、これから実務が積み重なっていく中で、よりよい事例紹介等で工夫が広がっていくのがよいのではないか。
- ・ 会計基準を作成し、全ての地方団体に対して複式簿記と固定資産台帳を要請するということは、それだけ負担をかけることになるが、財務書類はわかりやすく、住民にとっても理解しやすいものにしていくことが重要なポイントではないか。その意味では、現行の基準モデル等の様式よりはわかりやすくなったが、財源情報のようなものを本表の中で表示しているといったわかりにくさも一部残っている。これから、地方団体に調査するとのことであるが、その意見も斟酌してよりわかりやすいものを目指していくことが必要ではないか。
- ・ 地方公会計の整備促進に貢献する人材の育成・教育について、職員だけではなく議員についても、財務情報を見て利活用につなげるノウハウ・専門性を向上させる仕組みが必要ではないか。
- ・ 財務書類の構成要素について、7要素ではわかりにくいため、資産、負債、純資産、純資産の減少原因、純資産の増加原因の5要素に整理し、純資産の減少原因の中で費用とその他の純資産減少原因、純資産の増加原因の中で収益と財源及びその他の純資産増加原因に分けた方がわかりやすいのではないか。
- ・ 財務書類の構成要素については、時間がなく、あまり議論ができなかったが、今後見直しの機会があれば、より精緻な記載とした方がよいのではないか。
- ・ 財務書類の構成要素については、実務にはあまり影響はないと考えられるが、厳密に議論すると時間もかかる議論でもあるため、まずは複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を基本とした統一モデルを進めた方がよいのではないか。
- ・ 財務書類の体系における行政コスト計算書と純資産変動計算書について、別々の計算書とするか結合した計算書とするかは並列と理解しているため、作成方法における財務

書類の体系は、「行政コスト計算書、純資産変動計算書（または行政コスト及び純資産変動計算書）」と記載した方がよいのではないか。

- ・ 有形固定資産の評価基準について、比較可能性を確保する観点から特定の時期以前のものは取得原価不明なものとするかとされているが、これで比較可能かどうかというと、若干微妙なところがあると考えている。取得原価を把握してすでに財務書類を作成している地方団体がある中で、取得原価不明のものとして評価し直すということになると、二重の負担になる可能性もあるため、場合によっては、すでに取り組んでいる団体への配慮が必要ではないか。
- ・ 貸借対照表の純資産における固定資産等形成分の説明について、「資金」が資金収支計算書でいう資金なのか、金銭全般を指しているのかがわかりにくいのではないか。
- ・ 引当金の説明について、負債の一種とあるが、負債でない引当金もあるため、これも説明に含める取扱いとした方がよいのではないか。
- ・ 売却可能資産について、評価替えしないことができると記載されている。当該箇所は注記の金額を時価で記載するということであるが、評価替えという用語は帳簿価額を變えるように見えるため、表現を變えた方がよいのではないか。
- ・ 現金預金について、資金の範囲の定義であるため、變えた方がよいのではないか。例えば企業会計では、現金及び預金で1年以内に期限の到来しない預金を除くとされている。
- ・ 行政コスト計算書の目的別の附属明細書について、比較可能性の観点から、任意であっても標準的な様式を示した方がよいのではないか。
- ・ 純資産変動計算書の様式について、前年度末純資産残高と記載されているが、過年度損益修正や会計方針の變更があった場合に、企業会計でも適用される「会計上の變更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されるのであれば期首と記載する必要があるため、当該基準が適用されるかを明確にした方がよいのではないか。